

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県脱炭素社会推進本部設置規程	1

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第10号

高知県公営企業局訓令第4号

高知県教育委員会訓令第8号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県脱炭素社会推進本部設置規程を次のように定める。

令和4年4月1日

高知県知事	濱田 省司
高知県公営企業局長	笹岡 浩
高知県教育長	長岡 幹泰

高知県脱炭素社会推進本部設置規程

(設置)

第1条 2050年のカーボンニュートラルの実現を目指して、本県の地球温暖化対策施策を関係部局の連携のもとで推進するため、高知県脱炭素社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部次長
- (4) 本部長

2 本部長は、知事をもって充てる。

- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部次長は、林業振興・環境部長をもって充てる。
- 5 本部長は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要であると認めるときは、他の理事又は部長を本部長とすることができる。

(職務)

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

4 本部長は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 高知県地球温暖化対策実行計画、高知県新エネルギービジョン及び高知県脱炭素社会推進アクションプランの推進に関すること。

(2) 地球温暖化対策施策の検討及び推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策施策に関連する重要事項に関すること。

(幹事会)

第5条 推進本部の活動を補佐するとともに、必要に応じ、各部局が行う事業を調整するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、林業振興・環境部長をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(学識経験者等の参画)

第6条 本部長は、必要に応じ、推進本部及び前条第1項の幹事会に学識経験者、地球温暖化対策関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、林業振興・環境部環境計画推進課長をもって充てる。

4 事務局次長は、林業振興・環境部環境計画推進課企画監をもって充てる。

5 事務局職員は、林業振興・環境部環境計画推進課の職員をもって充てる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

総務部長
危機管理部長
健康政策部長
子ども・福祉政策部長
文化生活スポーツ部長
産業振興推進部長
中山間振興・交通部長
商工労働部長
観光振興部長
農業振興部長
水産振興部長
土木部長
会計管理局長
公営企業局長
教育長

別表第2（第5条関係）

総務部副部長（総括）
危機管理部副部長（総括）
健康政策部副部長（総括）
子ども・福祉政策部副部長（総括）
文化生活スポーツ部副部長（総括）
産業振興推進部副部長（総括）
中山間振興・交通部副部長（総括）
商工労働部副部長（総括）
観光振興部副部長（総括）
農業振興部副部長（総括）
林業振興・環境部副部長（総括）
水産振興部副部長（総括）
土木部副部長（総括）
会計管理局次長
公営企業局次長（総括）
教育次長（総括）